

被害者支援実施要領（例規）

〔平成 13 年 5 月 21 日
兵警務例規第 12 号〕

被害者支援実施要領についてを下記のように定め、平成 13 年 6 月 1 日から実施する。

記

第 1 趣旨

この要領は、犯罪（刑事案件として立件されていない犯罪及び犯罪に類する行為を含む。）による被害を受けた者及びその遺族（以下「被害者」という。）に対する警察活動を組織的かつ適切に推進するため、被害者支援の実施、運用等について必要な事項を定めるものとする。

第 2 定義

この要領における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 早期支援活動 あらかじめ指名された警察職員が被害発生直後から一定期間、被害者に付き添い、そのニーズに応じた適切な措置を講じる支援活動をいう。
- (2) 被害者連絡活動 被害者に対して、捜査経過及び被疑者の検挙状況に関する情報の提供を行う支援活動をいう。
- (3) 被害者訪問連絡活動 被害者が再び被害に遭うことを予防し、被害者の不安感を解消するため、被害者の住居地等を訪問して連絡等を行う支援活動をいう。
- (4) 被害者支援管理システム 兵庫県警察情報管理システムによる対象業務の一つであって、被害者支援に関する各種データの管理及び運用をするシステムをいう。

第 3 被害者支援対象事件

- 1 被害者支援対象事件（以下「対象事件」という。）は、次に掲げる事件とする。
 - (1) 身体犯（未遂を含む。以下同じ。）のうち、警察署長（以下「署長」という。）が被害者支援を行う必要があると認めた事件
 - (2) 重大な交通事故事件のうち、交通部高速道路交通警察隊長（以下「高速隊長」という。）又は署長が被害者支援を行う必要があると認めた事件
 - (3) その他高速隊長又は署長が、特に被害者支援を行う必要があると認めた事件
- 2 身体犯とは、次に掲げる事件をいう。
 - (1) 次に掲げる罪に該当する事件
 - ア 殺人罪（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 199 条の罪）
 - イ 強盗致死傷罪（刑法第 240 条の罪）
 - ウ 強盗・不同意性交等罪及び強盗・不同意性交等致死罪（刑法第 241 条の罪）
 - エ 不同意性交等罪（刑法第 177 条の罪）
 - オ 不同意わいせつ罪（刑法第 176 条の罪）
 - カ 監護者わいせつ及び監護者性交等罪（刑法第 179 条の罪）
 - キ 不同意わいせつ等致死傷罪（刑法第 181 条の罪）
 - ク 未成年者略取及び誘拐罪（刑法第 224 条の罪）
 - ケ 営利目的等略取及び誘拐罪（刑法第 225 条の罪）

- コ 身の代金目的略取及び誘拐罪（刑法第 225 条の 2 の罪）
- サ 所在国外移送目的略取及び誘拐罪（刑法第 226 条の罪）
- シ 人身売買罪（刑法第 226 条の 2 の罪）
- ス 逮捕及び監禁罪（刑法第 220 条の罪）
- セ 逮捕等致死傷罪（刑法第 221 条の罪）
- ソ 傷害致死罪（刑法第 205 条の罪）

(2) 傷害罪（刑法第 204 条の罪）に該当する事件のうち、被害者が全治 1 箇月以上の傷害を負ったもの

(3) 致死傷を結果とする結果的加重犯に該当する事件（前記(1)に掲げる事件を除く。）のうち、被害者が死亡し、又は全治 1 箇月以上の傷害を負ったもの

3 重大な交通事故事件とは、車両等の交通による人の死傷のうち、次に掲げるものをいう。

(1) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 72 条第 1 項前段に規定する救護等の必要な措置を講じなかつた違反に係るもの（以下「ひき逃げ事件」という。）

(2) 人の死亡又は全治 3 箇月以上の傷害のあったもの（ひき逃げ事件を除く。以下「交通事故等」という。）

(3) 危険運転致死傷罪（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成 25 年法律第 86 号）第 2 条又は第 3 条の罪）に該当するもの（ひき逃げ事件及び交通事故等を除く。以下「危険運転致死傷事件」という。）

第 4 被害者支援の基本方針

被害者支援を実施するに当たっては、犯罪被害者等の支援に関する指針（平成 20 年国家公安委員会告示第 25 号）及び犯罪被害者支援要綱（平成 23 年 7 月 7 日付け警察庁乙官発第 10 号、乙生発第 4 号、乙刑発第 4 号、乙交発第 4 号、乙備発第 5 号、乙情発第 4 号）の定めるところにより、被害者の安全を守るとともに被害者に敬意と思いやりをもって対応することを基本方針とする。

第 5 被害者支援体制

1 総括責任者

(1) 交通部高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）及び警察署に総括責任者を置く。

(2) 総括責任者は、高速隊にあっては副隊長を、警察署にあっては副署長又は次長をもつて充てる。

(3) 総括責任者は、被害者支援に関する総括事務、総合調整及び指導教養を行うものとする。

2 被害者支援責任者等

高速隊及び警察署に次のとおり、被害者支援責任者（以下「支援責任者」という。）及び被害者支援担当者（以下「支援担当者」という。）を置く。

(1) 支援責任者

ア 支援責任者は、高速隊にあっては高速隊長が指名する隊長補佐を、警察署にあっては警務課長をもつて充てる。

イ 支援責任者は、総括責任者の業務を補助するとともに、次に掲げる任務を行うものとする。ただし、署長は必要があると認める場合は、対象事件を主管する課の長（以下「事件主管課長」という。）に支援責任者の業務を行わせることができる。

(ア) 対象事件発生時の支援担当者の運用

(イ) 被害者支援推進状況の把握等

(ウ) 被害者連絡責任者及び被害者訪問連絡責任者との連携

(2) 支援担当者

ア 支援担当者は、高速隊にあっては各分駐隊ごとに、警察署にあっては各課ごとに被害者支援に関する知識、経験等を考慮し、高速隊長又は署長があらかじめ指名する警部補以下の階級にある警察官をもって充てる。

イ 被害者が女性の場合の支援担当者は、高速隊長又は署長があらかじめ指名する女性警察官（女性警察官の配置のない場合は、女性一般職員（女性の一般職員をいう。以下同じ。）の中から適性のある者）をもって充てる。ただし、被害者が男性警察官による支援を求める場合は、この限りでない。

ウ 支援担当者は、被害者に対して課（係）及び氏名を告げた上、次に掲げる任務を行うものとする。ただし、女性一般職員の支援担当者にあっては、総括責任者の指示する事項の任務を行うものとする。

(ア) 病院への付添い及び医師との連携

(イ) 事情聴取、供述調書等捜査書類作成時の付添い

(ウ) 検証又は実況見分時の付添い

(エ) 証拠資料の採取、押収及び還付手続時の付添い

(オ) 被害者からの相談への対応

(カ) 被害者支援関係機関・団体の紹介、連絡等

(キ) その他被害者支援に関して必要と認められる活動

(ク) 各種支援制度の教示

3 被害者連絡責任者等

高速隊及び警察署に次のとおり、被害者連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）及び被害者連絡担当者（以下「連絡担当者」という。）を置く。

(1) 連絡責任者

ア 連絡責任者は、高速隊にあっては支援責任者を、警察署にあっては事件主管課長をもって充てる。ただし、高速隊長及び署長は、捜査主任官が警察本部の所属の警察官である事件については、当該所属の長と協議の上、当該所属の所属長補佐を連絡責任者に充てることができる。

イ 連絡責任者は、総括責任者の業務を補助するとともに、次に掲げる任務を行うものとする。

(ア) 対象事件発生時の連絡担当者の運用

(イ) 被害者連絡活動実施上必要な指導及び調整

(ウ) 支援責任者及び被害者訪問連絡責任者との連携

(2) 連絡担当者

ア 連絡担当者は、連絡責任者が指名する対象事件の捜査を担当する警部補以下の階級にある警察官をもって充てる。

イ 連絡担当者は、被害者連絡活動を行うものとする。

4 被害者訪問連絡責任者等

警察署に次のとおり、被害者訪問連絡責任者（以下「訪問責任者」という。）及び被害者訪問連絡担当者（以下「訪問担当者」という。）を置く。

(1) 訪問責任者

ア 訪問責任者は、警察署の地域課（地域第一課、地域第二課、地域第三課及び地域交通課を含む。以下同じ。）の長をもって充てる。

イ 訪問責任者は、総括責任者の業務を補助するとともに、次に掲げる任務を行うものとする。

(ア) 対象事件発生時の訪問担当者の運用

(イ) 被害者訪問連絡活動実施上必要な指導及び調整

(ウ) 対象事件を認知した高速隊及び警察署（以下「認知警察署等」という。）との連絡調整

(エ) 支援責任者及び連絡責任者との連携

(2) 訪問担当者

ア 訪問担当者は、訪問責任者が指名する被害者の住居地を管轄する交番又は駐在所に勤務する警察官（以下「所管区勤務員」という。）をもって充てる。

イ 訪問担当者は、被害者の住居地を訪問し、被害の回復、再被害の防止等に関する情報の提供、防犯指導及び要望、相談等の聴取並びに被害者の住居地周辺の警戒活動を行うものとする。ただし、訪問責任者が必要と認めるときは、所管区勤務員以外の地域課の警察官（以下「地域課員」という。）のうちから適任者を指名して行わせることができる。

5 本部被害者支援担当者

(1) 警察本部の所属（サイバーセキュリティ・捜査高度化センターの所属及び警察学校を含み、高速隊を除く。以下同じ。）に警察本部被害者支援担当者（以下「本部支援担当者」という。）を置く。

(2) 本部支援担当者は、警察本部の所属ごとに被害者支援に関する知識、経験等を考慮し、当該所属の長があらかじめ指名する警部補以下の階級にある警察官をもって充てる。

(3) 本部支援担当者は、第7の3の(2)のアの規定により派遣された場合は、当該派遣に係る事件の被害者に対して、課（係）及び氏名を告げた上、前記2の(2)のウに定める任務を行うものとする。

第6 支援担当者及び本部支援担当者の指名状況の管理

1 支援担当者

高速隊長及び署長は、支援担当者を指名し、又は解除したときは、その都度、人事管理業務（兵庫県警察情報管理システムの対象業務の一つであって、警察職員の人事管理を行うものをいう。以下同じ。）により、任免の状況を明らかにしておくとともに、被害者支援管理システム（以下「支援システム」という。）に所要事項を登録するものとする。

2 本部支援担当者

警察本部の所属の長は、本部支援担当者を指名し、又は解除したときは、その都度、人事管理業務により、任免の状況を明らかにしておくものとする。

第7 早期支援活動

1 支援担当者の運用

- (1) 総括責任者は、対象事件を認知した場合は、被害者的心情に配意し、支援担当者のうちから適任者を指名して、前記第5の2の(2)のウに定める任務に当たらせるものとする。この場合において、支援責任者は支援担当者の実施に係る被害者支援状況について掌握するものとする。
- (2) 前記(1)の規定により早期支援活動（以下「支援活動」という。）を実施した支援担当者は、当該活動の内容を遅滞なく支援責任者に報告するものとする。
- (3) 支援責任者は、前記(2)の規定により報告を受けた内容及び対象事件に係る所要事項について速やかに支援システムに登録するものとする。

2 運用期間

- (1) 支援活動の期間は、原則として対象事件を認知したときからおおむね1週間とする。ただし、総括責任者は、被害者の精神状態、捜査状況等により、支援活動の実施期間を延長する必要があると認めたとき、又は支援活動終了後に再び支援活動を行う必要があると認めたときは、高速隊長又は署長の指揮を受けて、支援活動の期間を延長又は再開することができる。
- (2) 高速隊長及び署長は、次に掲げる場合は、支援担当者の運用を終了することができる。
 - ア 被害者が支援活動を拒否した場合
 - イ 被害者に対する支援活動を関係機関・団体に引き継いだ場合
 - ウ その他支援担当者による支援活動を行う必要がないと認めた場合

3 死傷者多数に及ぶ対象事件発生時の措置

(1) 本部支援担当者等の派遣要請

高速隊長及び署長は、対象事件のうち、一時に多数の死傷者を生じたもの（大規模事故災害（兵庫県警察大規模事故災害初動措置要綱（平成29年兵庫県警察本部訓令第12号）第2条第1号に規定する大規模事故災害をいう。）に該当するものを除く。）が発生した場合において、自所属の支援担当者のみでは適切な被害者支援を行うことが困難であると認めるときは、本部支援担当者及び他所属の支援担当者（以下「本部支援担当者等」という。）の派遣を警務部長が定める様式の本部支援担当者等派遣要請書により、警察本部長（以下「本部長」という。）に要請（警務部警務課被害者支援室（以下「被害者支援室」という。）経由。以下同じ。）をすることができる。ただし、急を要する場合については、電話等により要請をし、事後速やかに本部支援担当者等派遣要請書の送付をするものとする。

(2) 本部支援担当者等の派遣等

ア 本部長は、前記(1)の要請を受けた場合において、本部支援担当者等を派遣する必要があると認めるときは、警務部長が定める様式の本部支援担当者等派遣命令書により、関係所属長に本部支援担当者等の派遣及び被害者支援に使用する車両の差し出しを命ずる

とともに、警務部警務課長に被害者支援室の長及び被害者支援室の担当者の派遣を命ずるものとする。

イ 本部支援担当者等並びに被害者支援室の長及び被害者支援室の担当者（以下「被害者支援室長等」という。）の派遣期間は、原則として1週間とする。ただし、本部長は、支援活動の実施状況に応じ、被害者支援室長等の派遣期間の延長又は短縮をすることができる。

(3) 本部責任者の設置

ア 本部支援担当者等が派遣されている間、派遣先所属に警察本部被害者支援責任者（以下「本部責任者」という。）を置く。

イ 本部責任者は、被害者支援室の長をもって充てる。

ウ 本部責任者は、派遣先所属の長の指揮を受け、当該事案に関して、被害者支援全般の事務を統括するものとする。

4 運用上の留意事項

支援担当者（前記(2)のアの規定により本部支援担当者等が派遣されている間は、当該本部支援担当者等を含む。以下同じ。）の運用に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 高速隊長又は署長は、支援活動に当たる支援担当者を当該事件の捜査等に従事させないものとする。ただし、捜査体制等から支援担当者を捜査に従事させなければ支障が生じる場合は、この限りでない。

(2) 警察署において執務時間外に支援活動を行う必要が生じたときは、宿直責任者は、宿直勤務員又は地域課員のうちから適任者を指名して、前記第5の2の(2)のウに定める任務に従事させ、以後速やかに支援担当者に引き継がせるものとする。

第8 被害者連絡活動

1 連絡担当者の運用

連絡責任者は、被害者（被害者が少年の場合は、被害少年及びその保護者）の意向に反しない限り、捜査に支障がない範囲において、連絡担当者に次に掲げる連絡等を行わせるものとする。

(1) 刑事手続の説明等

ア 刑事手続の説明及び捜査への協力依頼

イ 被害者の手引等資料の交付

(2) 捜査状況

ア 身体犯

(ア) 被害者が死亡した身体犯

被疑者の検挙に至っていない場合においては、被害申告受理後、おおむね1箇月、2箇月、6箇月及び1年を経過したときの捜査状況を連絡するものとし、以後においても、原則として、少なくとも祥月命日（祥月命日と推定される日を含む。以下同じ。）に連絡するものとする。

(イ) (ア)以外の身体犯

被疑者の検挙に至っていない場合においては、被害申告受理後、おおむね2箇月を経過したときの捜査状況を連絡するものとし、以後においても、被害者等の意向、事案の内容等を総合的に勘案して連絡するものとする。

イ 重大な交通事故事件

(ア) 被害者が死亡したひき逃げ事件

被疑者の検挙に至っていない場合においては、被害申告受理後、おおむね2週間、1箇月、2箇月、6箇月及び1年を経過したときの捜査状況を連絡するものとし、以後においても、原則として、少なくとも祥月命日に連絡するものとする。

(イ) ア以外のひき逃げ事件

被疑者の検挙に至っていない場合においては、被害申告受理後、おおむね2週間を経過したときの捜査状況を連絡するものとし、以後においても、被害者等の意向、事案の内容等を総合的に勘案して連絡するものとする。

(ウ) 交通死亡事故等及び危険運転致死傷事件

a 事件発生後、速やかに被疑者の氏名、年齢、住居地等の事項（以下「人定事項」という。）及び事件概要を連絡するものとする。

b 被疑者を送致していない場合においては、事件の認知後、おおむね1箇月を経過したときの捜査状況を連絡するものとし、以後においても、被害者等の意向、事案の内容等を総合的に勘案して連絡するものとする。

(3) 被疑者の検挙状況

ア 被疑者を逮捕した場合は、逮捕後速やかに被疑者を検挙した旨及び被疑者の人定事項について連絡するものとする。ただし、否認事件、いまだ逮捕していない被疑者のいる共犯事件等で、逮捕後速やかに連絡を行うことが捜査に支障を及ぼすおそれがある場合には、捜査への支障がなくなったと認められる時点で連絡するものとする。

イ 被疑者を逮捕せずに事件送致した場合は、被疑者の人定事項及び送致先検察庁（被疑者が少年の場合は、送致先検察庁又は送致先家庭裁判所）について連絡するものとする。

ウ 逮捕した被疑者を送致前に釈放した場合は、釈放後速やかに被疑者を釈放した旨及びその理由について連絡するものとする。

エ 被疑者が少年の場合で、被害者に被疑少年の人定事項を連絡することにより被疑少年の健全育成を害するおそれがあると認められるときは、被疑少年の人定事項に代えてその保護者的人定事項を連絡するものとする。この場合において、連絡後速やかに当該被疑少年の保護者に対してその旨を連絡するものとする。

オ 触法少年事案の場合、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第215条に定める補導の措置をとったときは、事後速やかにその旨及び当該触法少年の保護者的人定事項について連絡するものとする。この場合において、連絡後速やかに当該触法少年の保護者に対してその旨を連絡するものとする。

(4) 被疑者の処分状況

勾留期間が満了したときは速やかに送致先検察庁並びに起訴、不起訴及び処分保留の別、起訴されたときは公訴提起先裁判所、送致前に釈放した被疑者を送致したときは送致した旨及び送致先検察庁について連絡するものとする。ただし、被疑者が少年の場合は、勾留（観護の措置を含む。）期間満了後速やかに送致先検察庁又は送致先家庭裁判所について連絡するものとする。

(5) その他被害者の不安全感除去等のために必要な事項について連絡するものとする。

2 実施方法等

- (1) 被害者連絡は、面接、電話等の方法により実施し、その結果は支援システムにより警務部長が定める様式の被害者連絡経過票（以下「連絡経過票」という。）を作成し、順を経て高速隊長又は署長に報告するものとする。
- (2) 前項の規定により作成した連絡経過票は、被害者連絡活動が終了した日から起算して5年間保存するものとする。

3 実施上の留意事項

被害者連絡に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 連絡責任者は、担当する対象事件について被害者連絡の実施状況を掌握して被害者連絡が確実に行われるよう連絡担当者を指導・監督すること。
- (2) 暴力団犯罪の被害者への連絡については、保護対策実施要領（平成21年兵警暴例規甲第12号）に基づく保護対策の実施との調整を図ること。
- (3) 連絡責任者は、交通事故事件に係る被害者連絡を実施する場合は、被害者連絡調整官（交通事故事件捜査要綱（平成22年兵庫県警察本部訓令第1号）第8条に規定する被害者連絡調整官をいう。）と連携を図ること。
- (4) 被害者及びその関係者について、素行、言動等から被疑者への報復の可能性が認められるときは、被疑者の氏名、年齢、住居地等の事項に係る連絡は行わないようにすること。

第9 被害者訪問連絡活動

1 実施対象者

警察署地域課員による被害者訪問連絡活動（以下「訪問連絡活動」という。）の実施を希望し、かつ、訪問連絡活動を行うことが捜査活動上支障がないと認められる被害者を訪問連絡活動の対象とする。

2 実施要領

訪問連絡活動に際しては、次の措置をとるものとする。

- (1) 警察署の総括責任者は、訪問連絡活動の実施対象者について、連絡経過票の写しにより、訪問責任者に対して訪問担当者による訪問連絡活動の実施を指示するものとする。この場合において、支援責任者及び連絡責任者は、訪問連絡活動上参考と認められる事項について、訪問責任者に情報を提供するなど緊密な連携を図るものとする。
- (2) 認知警察署等が、被害者の住居地を管轄する警察署（以下「住居地警察署」という。）と異なるときは、住居地警察署の地域課員が訪問連絡を実施するものとする。この場合において、認知警察署等の長は、支援システムを利用して、訪問連絡活動を行うに当たって必要となる事項を住居地警察署の長に通報するものとする。
- (3) 訪問担当者は、訪問連絡活動の結果を、順を経て署長に報告するものとする。この場合において、支援責任者は、当該報告の内容を支援システムに登録するものとする。
- (4) 住居地警察署の長は、前記(3)の規定による報告を受けた場合において、認知警察署等が自所属と異なるときは、支援システムを利用して、必要となる事項を認知警察署等の長に通報するものとする。

3 実施期間

実施期間は、初回の訪問連絡の実施からおおむね2箇月とする。ただし、訪問責任者は、被害者からの要望があったとき、又は再被害を受けるおそれ等から必要と認めるときは、期間を延長することができる。

4 実施上の留意事項

訪問連絡活動に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 訪問責任者は、訪問連絡活動の実施状況を掌握して訪問連絡活動が確実に行われるよう訪問担当者を指導・監督すること。
- (2) 住居地警察署の長は、前記2の(2)の規定による通報を受けた場合は、速やかに訪問連絡活動を実施するものとする。

第10 再被害防止の持置

総括責任者その他被害者支援を実施する者は、再被害防止対象者（再被害防止要領（平成13年兵警刑企例規甲第22号）第2に規定する再被害防止対象者をいう。）に指定された被害者の被害者支援を実施する場合は、関係する部門及び再被害防止担当官（再被害防止要領第3の3の(1)の規定により指名する再被害防止担当官をいう。）と緊密に連携を図るものとする。

第11 犯罪被害者等早期援助団体との連携

警務部警務課長、高速隊長及び署長は、犯罪被害者等早期援助団体（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体をいう。以下同じ。）に対して、平素から、被害者に対する支援を適正かつ確実に実施することができるよう必要な知識及び技術の提供等を行うほか、被害者支援を実施するに当たっては、被害者の事情に即したきめ細かな支援を実施することができるよう必要な情報の提供を行うなど、犯罪被害者等早期援助団体と積極的な連携を図るものとする。

第12 報告

- 1 支援責任者は、毎月1回以上、支援システムにより警務部長が定める様式の被害者支援管理表を作成し、被害者支援の推進状況を高速隊長又は署長に報告するものとする。
- 2 警務部警務課長は、毎月1回、支援システムに登録された被害者支援の実施状況を出力し、警務部長に報告するものとする。